

野鳥との接し方について – 死んだ野鳥をみつけたら –

1 死亡した野鳥を見つけたら

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。

同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、福島県（県中地方振興局 県民生活課）、もしくはお住まいの市町村役場にご連絡ください。

2 死亡した野鳥は素手で触らないでください

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。
- 野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずビニール袋に入れてください。きちんと封をすれば、廃棄物として処分することも可能です。

3 野鳥は様々な原因で死亡します

- 野鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。
野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

4 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないことが知られています。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

お問い合わせ先：福島県 県中地方振興局 県民環境部 県民生活課

電話：024-935-1295（月～金曜 8:30～17:15）

Mail: kenchu.kenminkankyoku@pref.fukushima.lg.jp

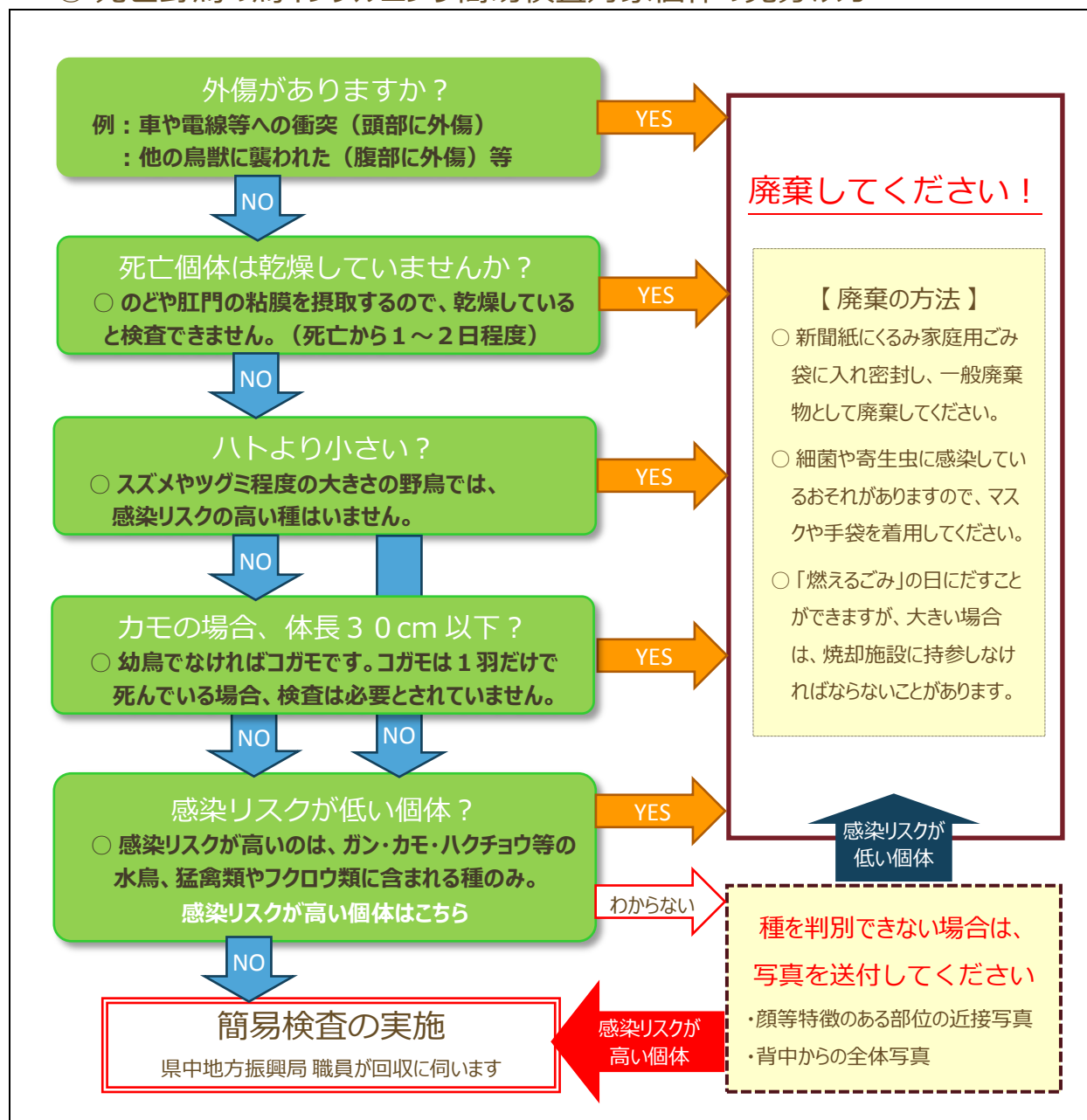
※ 鳥インフルエンザのおそれがある場合 夜間・休日 電話：024-935-1541（守衛室）

5 死亡野鳥等の検査（死んだ野鳥をみつけたら）

○ 福島県では、環境省が定める「発生状況に応じた対応レベル」に基づき、鳥インフルエンザの感染のおそれが高い死亡野鳥等の検査を行っています。

ただし、鳥は衰弱や環境の変化など様々な理由で死んでいきます。ご自宅の庭や畑で、死んだ野鳥等をみつけたら、感染のおそれの高い種以外は一般廃棄物として廃棄するようお願いします。

○ 死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査対象個体の見分け方



※ 福島県では、鳥インフルエンザの検査のため、死亡した野鳥の回収を行っておりますが、鳥インフルエンザに感染しているおそれのない死んだ野鳥や野生動物の回収や処理は行っておりません。

